

# 業務部速報



No. 43

発行 21. 9. 10

JR東労組 業務部

## 申9号

### 「労使間の取扱いに関する協約」の改訂に関する 申し入れ 第1回団体交渉(9月10日) その②

組合の主な主張	会社の主な主張
□第3項 第57条(組合事務所)2項について、削除する必要がないことから現行条文どおりとすること。	
第57条に関して議論したい。第57条2項を変更する理由は何か。	現状認識では、便宜供与出来る物件が少ない。その点を踏まえて、設置単位の本社-本部、支社-地本だけは便宜供与はしていきたい。しかし、支部を設置するのが難しいという問題意識から、支部を削除している。
3項を追加した具体的な理由は何か。	ある支部はどうなるのかという誤解を招くので今の支部は有効期間内で便宜供与する。
物件がないのという理由は、全国的なのか。	そうだ。特に首都圏がない。
3項については、現行の支部は便宜供与を行うということか。	そうだ。そのまま申請していただきたい。
4項では支部の使用を許可する場合があるということか。	そうだ。そのような物件があれば供与する。ただ状況は厳しいことは認識いただきたい。便宜供与が出来る耐震性、業務に支障がない適当な物件がないということだ。
八戸支部の便宜供与について	
57条2項において、問題となるのは八戸支部だ。事務所を便宜供与出来ない理由は何か。	貸さないということではない。便宜供与出来る建物、適当な物件がないということが現実である。
八戸支部事務所は組合活動・運営のために、事務所間の距離、地域性を踏まえて八戸駅近くに設置していただいた。30年以上にわたる便宜供与によって、確立した支部が借りれないとなると、憲法に基づく団結権の問題、組合活動に多大なる支障が発生する。会社の認識はどうか。	今改訂案によって支部を貸さないと明記したものではない。便宜供与に適当な物件が出てきていない現実も理解いただきたい。仮に場所があっても、手続きに時間が掛かる。そこについては理解していただきたい。貸さないと言っているわけではない。
決して八戸支部の事務所を貸さないということではなく、物件が見つからない。物件が見つかり次第、便宜供与を行うことで良いか。	全ての条件をクリアした物件があればになる。それがいつになるのか、1ヶ月後なのか、3年後なのか、時間についてはお約束出来ない。
条件が整い次第、供与するというのであれば、現協約で良いのではないのか。	支部事務所の供与は難しいと、分かりやすく認識をしていただくために記載した。
八戸支部の現状について議論したが、引き続き便宜供与に向けた物件探しは行うことでよいか。	支部の便宜供与の申請があると認識している。便宜供与出来る物件を探している。
組合事務所に関する確認事項	
<u>現協約と同様に改訂案が締結されても、JR東労組から便宜供与を求めた場合、物件については探していくことについて</u> もよいか。	<b>注目!</b> <u>求めがあれば当然受理し、会社として探す。拒むものではない。探すか、いつになるか約束は出来ない。便宜供与出来る物件を見出すことは難しい。</u>
<u>現段階で会社のスタンスとしては、便宜供与の申請があれば最大限便宜供与を行う考えなのか。</u>	<u>そうだ。申請があれば、会社としては物件があるかないか探すことは変わるものではない。</u>

今交渉は、第4項議論途中で継続議論となりました。